

統計委第11号  
平成29年9月21日

総務大臣  
野田聖子殿

統計委員会委員長  
西村清彦

## 諮詢第105号の答申 個人企業経済調査の変更及び個人企業経済統計の指定の変更について

本委員会は、諮詢第105号による個人企業経済調査の変更（平成31年度以降に実施する調査に係る変更）及び個人企業経済統計の指定の変更（平成32年度以降に公表する統計に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

### 記

#### I 個人企業経済調査（基幹統計調査）の変更

##### 1 本調査計画の変更

###### （1）承認の適否

平成29年6月13日付け總統經第81号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「個人企業経済調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「（2）理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

###### （2）理由等

###### ア 調査の目的及び調査対象の範囲の変更

（ア）本申請では、調査対象となる産業の範囲を限定的に規定している調査の目的を、表1のとおり変更するとともに、調査対象の範囲を、おおむね全産業に拡大する計画である。

表1

変更案	現行
個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的とする。	製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的とする。

これについては、広範な産業分野にわたる個人企業の実態を明らかにしようとするものであり、本調査結果の利活用のより一層の促進に資するものであることから、適当である。

(イ) また、本申請では、報告の単位を、これまでの事業所単位から個人企業単位に変更する計画である。

これについては、複数事業所を有する個人企業において、調査対象となった事業所の活動のみを計算して記入する負担を軽減し、個人企業単位に行っている確定申告のために保存している帳簿等からの転記を可能にするものであり、報告者負担の軽減及び正確な記入の確保に資することから、適当である。

#### イ 報告を求める者の数及び選定方法の変更

(ア) 本申請では、報告を求める者（以下「報告者」という。）の数を約3,700から約37,000に拡大する計画である。

これについては、前記アに記載のとおり、調査対象の範囲をほぼ全産業に拡大するとともに、都道府県別の集計を可能とするために標本設計を見直した結果であり、結果精度を高め、詳細な集計に資するものであることから、適当である。

(イ) また、本申請では、全ての報告者を毎年交替させる方法を改め、同一の個人企業に対して3年間継続して調査することとした上で、毎年、全体の3分の1ずつを交替させるローテーション・サンプリングを導入する計画である。

これについては、全ての報告者を一斉に交替させることにより調査結果に断層が生じる懸念がある中、統計委員会が「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上半期審議分）」（平成28年10月7日）において取りまとめた「標本交替による断層への対応」において、「標本交替が分析結果に大きな影響を与えないよう、断層が過度に広がる前に標本を交替させる」とローテーション・サンプリングの導入を推奨していることを踏まえた対応であり、統計の正確かつ安定的な作成・提供の観点から、適当である。

なお、ローテーション・サンプリング導入後の運用に当たっては、3年間の調査期間中に回答が得られなくなることを極力抑制するとともに、廃業や法人化により調査対象外となった報告者の補充を適切に実施する必要がある。

#### ウ 報告を求める期間（周期及び実施時期）及び報告を求める事項の変更

本申請では、①現行の動向調査（四半期調査）と構造調査（年次調査）を年次調査に集約し、②調査の実施時期を「5月20日～6月末」に変更するとともに、③報告を求める事項（以下「調査事項」という。）を整理する計画である。

これらのうち、年次調査への集約については、前記イに記載のとおり、報告者数が大幅に増加する中、調査実務上の負担及び報告者の記入負担の両面から四半期調査の維持が困難であることや、本調査結果の利活用を勘案したものであることから、適当である。

また、調査の実施時期の変更については、他の統計調査の実施時期や報告者の実情な

ど、調査を円滑に実施する時期を検討した結果であり、適当である。

さらに、調査事項の整理については、利活用ニーズを踏まえつつ、報告者負担の軽減にも配慮されていることから、おおむね適当であるが、今回の変更により四半期調査を取りやめることの代替措置等の理由から、表2のとおり、調査事項の追加及び修正をする必要があることを指摘する。

表2

指摘事項		理由														
<b>7 棚卸高、8 営業経費等、10 設備取得状況</b>																
変更案	(記載なし)	正確な報告の確保に資するため (実態として個人企業においては、専ら税込で経理処理されていることを踏まえたもの)														
<b>10 設備取得状況</b>																
変更案	<p><b>10 設備取得状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年1年間(平成 年1月から12月まで)に 現物を取得したものについて記入してください</li> <li>・ 耐用年数が1年以上で 取得価格が10万円以上のものについて その金額を記入してください</li> <li>・ 分割払による購入であっても 現物を取得した時点で その総額を記入してください</li> <li>・ 土地の購入代金は含めません</li> </ul> <p>(1) 新規設備取得額 億 百万 万 千 000円</p> <p>(2) 中古設備取得額 億 百万 万 千 000円</p>	国民経済計算の推計への利活用可能性の観点等から、現行の動向調査を取りやめることによる情報の減少を補う措置が必要なため														
統計委員会修正案	調査事項の追加	<p><b>10 設備取得状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年1年間(平成 年1月から12月まで)に 現物を取得したものについて記入してください</li> <li>・ 耐用年数が1年以上で 取得価格が10万円以上のものについて その金額を記入してください</li> <li>・ 分割払による購入であっても 現物を取得した時点で その総額を記入してください</li> <li>・ 土地の購入代金は含めません</li> <li>・ 消費税を含む金額を記入してください</li> </ul> <p>(1) 新規設備取得額 (2) 中古設備取得額 億 百万 万 千 000円 億 百万 万 千 000円</p> <p>うち 車両 機械 工具 器具 備品 → 取得額が最も多かった時期はいつですか 億 百万 万 千 000円 ① 1~3月 ② 4~6月 ③ 7~9月 ④ 10~12月</p>														
<b>11 従業者数</b>																
変更案	<p><b>11 従業者数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月1日現在の人数を記入してください</li> </ul> <p>家族従業者・・・事業主と生計を共にしている家族で 事業に従事している人 常用雇用者・・・期間を定めずに 又は1か月以上の期間を定めて雇用した人 臨時雇用者・・・雇用期間が1か月未満 又は 日々雇用した人</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>男</td> <td>女</td> </tr> <tr> <td>無給の家族従業者</td> <td><input type="text"/>人</td> <td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>常用雇用者 (有給の家族従業者 パート・アルバイトを含む)</td> <td><input type="text"/>人</td> <td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>臨時雇用者</td> <td><input type="text"/>人</td> <td><input type="text"/>人</td> </tr> </table>		男	女	無給の家族従業者	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	常用雇用者 (有給の家族従業者 パート・アルバイトを含む)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	臨時雇用者	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	報告者の正確な回答に資するため	
	男	女														
無給の家族従業者	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人														
常用雇用者 (有給の家族従業者 パート・アルバイトを含む)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人														
臨時雇用者	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人														
統計委員会修正案	調査事項の名称変更及び注記の追加	<p><b>11 従業者数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月1日現在の人数を記入してください</li> </ul> <p>事業主の家族で無給の人・・・事業主の家族で賃金や給与を受けずに 常時従事している人 常用雇用者・・・期間を定めずに 又は1か月以上の期間を定めて雇用した人 事業主の家族で有給の人・・・事業主の家族で賃金や給与を受けて 常時従事している人 臨時雇用者・・・雇用期間が1か月未満 又は 日々雇用した人</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>男</td> <td>女</td> </tr> <tr> <td>事業主の家族で無給の人</td> <td><input type="text"/>人</td> <td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>常用雇用者 (事業主の家族で有給の人 パート・アルバイトを含む)</td> <td><input type="text"/>人</td> <td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>臨時雇用者</td> <td><input type="text"/>人</td> <td><input type="text"/>人</td> </tr> </table>		男	女	事業主の家族で無給の人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	常用雇用者 (事業主の家族で有給の人 パート・アルバイトを含む)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	臨時雇用者	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	
	男	女														
事業主の家族で無給の人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人														
常用雇用者 (事業主の家族で有給の人 パート・アルバイトを含む)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人														
臨時雇用者	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人														

指摘事項		理由																										
<b>14 パーソナルコンピュータの使用の有無</b>																												
変更案	(記載なし)	報告者の正確な回答に資するため																										
統計委員会修正案 「パーソナルコンピュータにはタブレット型端末を含みます」との注記を追加																												
<b>18 事業経営上の問題点</b>																												
変更案	<p>⑧ 事業経営上の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当てはまる問題点はすべてに○を記入してください</li> <li>大きな問題点は一つだけに○を記入してください</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当てはまる問題点 (1~11のうち複数選択可)</th> <th>大きな問題点 (ア~サから一つだけ選択)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大手企業・同業者との競争の激化</td><td>1 ア</td></tr> <tr><td>需要の停滞(売上の停滞・減少)</td><td>2 イ</td></tr> <tr><td>製品・商品ニーズの変化への対応</td><td>3 ウ</td></tr> <tr><td>建物・設備の狭小・老朽化</td><td>4 エ</td></tr> <tr><td>資金繰りの悪化</td><td>5 オ</td></tr> <tr><td>従業員の確保難・人材不足</td><td>6 カ</td></tr> <tr><td>人件費の増加</td><td>7 キ</td></tr> <tr><td>後継者難</td><td>8 ク</td></tr> <tr><td>原材料価格・仕入価格の上昇</td><td>9 ケ</td></tr> <tr><td>販売価格の低下・値引き要請</td><td>10 コ</td></tr> <tr><td>家賃・地代の上昇</td><td>11 サ</td></tr> </tbody> </table> <p>他に問題点があれば右の枠内に記入してください ➡</p>	当てはまる問題点 (1~11のうち複数選択可)	大きな問題点 (ア~サから一つだけ選択)	大手企業・同業者との競争の激化	1 ア	需要の停滞(売上の停滞・減少)	2 イ	製品・商品ニーズの変化への対応	3 ウ	建物・設備の狭小・老朽化	4 エ	資金繰りの悪化	5 オ	従業員の確保難・人材不足	6 カ	人件費の増加	7 キ	後継者難	8 ク	原材料価格・仕入価格の上昇	9 ケ	販売価格の低下・値引き要請	10 コ	家賃・地代の上昇	11 サ	個人企業の事業経営上の問題点をより正確に把握するため		
当てはまる問題点 (1~11のうち複数選択可)	大きな問題点 (ア~サから一つだけ選択)																											
大手企業・同業者との競争の激化	1 ア																											
需要の停滞(売上の停滞・減少)	2 イ																											
製品・商品ニーズの変化への対応	3 ウ																											
建物・設備の狭小・老朽化	4 エ																											
資金繰りの悪化	5 オ																											
従業員の確保難・人材不足	6 カ																											
人件費の増加	7 キ																											
後継者難	8 ク																											
原材料価格・仕入価格の上昇	9 ケ																											
販売価格の低下・値引き要請	10 コ																											
家賃・地代の上昇	11 サ																											
統計委員会修正案	<p>選択肢の追加</p> <p>⑧ 事業経営上の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当てはまる問題点はすべてに○を記入してください</li> <li>大きな問題点は一つだけに○を記入してください</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当てはまる問題点 (1~12のうち複数選択可)</th> <th>大きな問題点 (ア~シから一つだけ選択)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大手企業・同業者との競争の激化</td><td>1 ア</td></tr> <tr><td>需要の停滞(売上の停滞・減少)</td><td>2 イ</td></tr> <tr><td>製品・商品ニーズの変化への対応</td><td>3 ウ</td></tr> <tr><td>建物・設備の狭小・老朽化</td><td>4 エ</td></tr> <tr><td>資金繰りの悪化</td><td>5 オ</td></tr> <tr><td>従業員の確保難・人材不足</td><td>6 カ</td></tr> <tr><td>人件費の増加</td><td>7 キ</td></tr> <tr><td>後継者難</td><td>8 ク</td></tr> <tr><td>原材料価格・仕入価格の上昇</td><td>9 ケ</td></tr> <tr><td>販売価格の低下・値引き要請</td><td>10 コ</td></tr> <tr><td>家賃・地代の上昇</td><td>11 サ</td></tr> <tr><td>コストの増加を販売価格に転嫁できない</td><td>12 シ</td></tr> </tbody> </table> <p>他に問題点があれば右の枠内に記入してください ➡</p>	当てはまる問題点 (1~12のうち複数選択可)	大きな問題点 (ア~シから一つだけ選択)	大手企業・同業者との競争の激化	1 ア	需要の停滞(売上の停滞・減少)	2 イ	製品・商品ニーズの変化への対応	3 ウ	建物・設備の狭小・老朽化	4 エ	資金繰りの悪化	5 オ	従業員の確保難・人材不足	6 カ	人件費の増加	7 キ	後継者難	8 ク	原材料価格・仕入価格の上昇	9 ケ	販売価格の低下・値引き要請	10 コ	家賃・地代の上昇	11 サ	コストの増加を販売価格に転嫁できない	12 シ	
当てはまる問題点 (1~12のうち複数選択可)	大きな問題点 (ア~シから一つだけ選択)																											
大手企業・同業者との競争の激化	1 ア																											
需要の停滞(売上の停滞・減少)	2 イ																											
製品・商品ニーズの変化への対応	3 ウ																											
建物・設備の狭小・老朽化	4 エ																											
資金繰りの悪化	5 オ																											
従業員の確保難・人材不足	6 カ																											
人件費の増加	7 キ																											
後継者難	8 ク																											
原材料価格・仕入価格の上昇	9 ケ																											
販売価格の低下・値引き要請	10 コ																											
家賃・地代の上昇	11 サ																											
コストの増加を販売価格に転嫁できない	12 シ																											

## エ 報告を求める方法の変更

本申請では、報告を求める方法（以下「調査方法」という。）について、現在用いている都道府県経由の調査員調査から、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更する計画である。

これについては、前記イに記載のとおり、報告者数が大幅に増加する中、都道府県職員及び統計調査員の業務負担を大幅に増やすことが極めて困難な状況であることや、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ

期基本計画」という。）において、民間事業者の効果的かつ適正な活用が求められていることを踏まえたものであり、また、総務省においても、①統計の品質の維持・向上、②報告者の秘密保護、③信頼性の確保、④民間事業者の履行能力の確認について、可能な限りの対応方策を講じるとしていることから、適當である。

#### オ 集計事項の変更

本申請では、新たに都道府県別集計を行うとともに、調査事項の変更に伴う集計事項の見直しを行う計画である。

これらについては、各種統計調査において、地域統計の拡充が求められていることに対応するものであるとともに、調査事項の変更に伴う所要の修正を行うものであることから、適當である。

#### カ 調査結果の公表時期の変更

本申請では、前記ウに記載のとおり、年次調査への集約及び調査時期の変更に伴い、表3のとおり、公表時期を変更する計画である。

表3

変更案	現 行
調査実施翌年の3月まで	〔動向調査票〕各期末の2か月後
	〔構造調査票〕毎年7月下旬

(注) ただし、変更直後の平成31年度実施の調査結果については、31年度及び32年度の2年分の調査結果を基に、比較・分析し公表内容等について検討する必要があることから、32年12月（調査実施の約1年半後）に公表予定

これについては、公表時期が現行の構造調査よりも繰下げになるものの、調査計画の大幅な見直しを踏まえ、正確な回答を確保し、精度の高い統計を提供するために慎重な審査・集計を行おうとするものであり、また、変更直後の平成31年度実施の調査結果については、現行の最後の構造調査（平成31年3月実施、同年7月公表予定）の結果提供により、利活用上の支障が生じないよう対応されることから、現時点において適當である。

#### 2 統計審議会諮問第275号の答申（平成13年11月9日付け統審議第9号）で示された「今後の課題」への対応状況

本調査については、統計審議会（当時）の諮問第275号の答申において、「電子商取引の状況についての把握」及び「郵送調査等の調査方法の導入」の2点について、今後の課題として指摘されている。

このうち、「電子商取引の状況についての把握」について、総務省は、平成24年経済センサス・活動調査において、電子商取引を行った個人企業の割合が低いとの結果が得られていることや、本調査が予定している規模では、結果表章に必要な標本数の確保が困難であることから、対応を見送りたいとしている。一方で、従前から、本調査においては、「インターネットの接続状況」を把握しており、今後も個人企業における電子商取引の環

境整備の状況を注視することとしている。

これについては、将来における対応可能性を含め、現時点における総務省の整理は適当である。

また、「郵送調査等の調査方法の導入」については、本申請において民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更することとしており、適当である（前記1（2）エ参照）。

### 3 オンライン調査の推進

オンライン調査については、第Ⅱ期基本計画において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否を検討する」旨が示されているなど、その推進に取り組むことが求められている。

本申請では、調査員調査から郵送調査への変更に加え、オンライン調査についても導入することとしているが、その実施に当たっては、操作性に優れたHTML形式の電子調査票を作成するとともに、オンラインによる回答のメリットや実際の操作イメージを具体的・視覚的に説明したリーフレットを配布するなど、オンラインによる回答に支障が生じないよう配慮する取組が確認されたことから、適当である。

### 4 今後の課題

#### （1）調査事項の再検討

統計改革推進会議の最終取りまとめ（平成29年5月19日）において示されている「ビジネスサーベイ」創設に係る検討の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、調査事項を再検討すること。ただし、本調査が事業規模の小さな個人企業を対象としている特性を考慮し、新たな調査事項の追加等については、その記入可能性や報告者負担を把握した上で、慎重に検討する必要がある。

#### （2）調査方法の改善

本調査の民間委託に伴い予定されている取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図ること。

#### （3）公表時期の早期化

本申請では、調査計画が全面的に見直されることも踏まえ、正確な回答を確保し、精度の高い統計を提供する観点から慎重な審査・集計を行うため、公表時期を、調査の実施終了から9か月後として設定しているが、変更後の計画によるノウハウの蓄積を踏まえ、実査・審査の状況が安定した段階で、公表の早期化を検討すること。

## II 個人企業経済統計（基幹統計）の指定の変更

### 1 変更の適否

総務大臣から諮問された「個人企業経済統計」（基幹統計）の指定の変更（作成目的の変更）については、以下の理由から、変更して差し支えない。

## 2 理由等

現在、個人企業経済統計は、製造業、卸売・小売業及び一部のサービス業を営む個人企業を対象に、その経営実態を明らかにすることを目的に作成されているが、今般、表4のとおり、作成対象の範囲を限定せず、広く個人企業全般を対象とする旨の変更を行うこととしている。

これについては、国内企業数の半数以上を占める個人企業に係る全体像のより的確な把握や、産業間の比較可能性の向上等に資することから、適当である。

表4

変更案	現 行
個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。	<u>製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む</u> 個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。